

令和8年度
 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書 作成要領
 【建設工事（市内業者）】

番号	提出書類		個人	法人	チェック欄
1	一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書 【県内工事】	県様式第1号	○	○	
2	営業所一覧表	県様式第2号	○	○	
3	技術者経歴書（職員数調）	市様式	○	○	
4	身分証明書	原本	○	/	
5	登記事項証明書	原本			○
6	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	写し	○	○	
7	納税証明書	原本	○	○	
8	特殊機械所有状況等報告書 （舗装等機械（2機種以上）の写真と車検証の写し等）	市様式	△	△	
9	地方税法第383条に基づく償却資産申告書 （様式第26号控用）	写し	○	○	
10	小松島市土木施設アドプト事業に係る申告書	市様式	△	△	
11	徳島県発行の申請書受付票	写し	△	△	

※「○」は必須。「△」は希望又は該当する場合のみ。

◆提出書類の注意事項

- (1) 提出書類を順番にファイル（A4版）綴じし、背表紙には「令和8年度参加資格審査申請書」及び「商号又は名称」を記入して提出してください。
- (2) 各証明書類は申請書提出時の直近3か月以内の発行のものとしします。
- (3) 申請書様式等は小松島市ホームページ及び徳島県電子入札ホームページからダウンロードした様式を使用してください。
- (4) 提出書類への押印は不要です。

◆提出書類の作成方法

(1) 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書【県内工事】

徳島県様式第1号により作成してください。

※令和7年度に市内業者として登録があった業者については、令和7年2月受付時にご提出いただいた申請書の写しをご提出ください。

(2) 営業所一覧表

徳島県様式第2号により申請日現在で作成してください。

(3) 技術者経歴書（職員数調）

市様式により作成してください。

(4) 身分証明書

個人の場合は、市町村発行の身分証明書を提出してください。

(5) 登記事項証明書

法人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）を提出してください。

(6) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

直近の審査基準日のものの写しを提出してください。

(7) 納税証明書

直前1年間における次の①及び②の証明書を提出してください。

なお、非課税の場合もその旨の証明書が必要です。

①市・県民税、固定資産税、国民健康保険税、法人市民税及び軽自動車税について、未納額がないことを証明する小松島市税務課発行の証明書

②市・県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税のうち対象となっているものについて、未納額がないことを証明する代表者居住市町村発行の証明書

※国税および県税の納税証明書の提出は不要です。

(8) 特殊機械所有状況等報告書

舗装工事を希望する場合は、市様式により作成してください。報告書には、直近の経営規模等評価申請の際に提出した「建設機械保有状況一覧表」に記載した機械及び新規に取得した機械のみ記載してください。なお、特殊機械の写真は、保管中の写真と工事施工中の写真（小黒板を写し込んだもの）の両方を添付してください。また、自社所有が確認できる資料（車検証の写し等）を添付してください。

(9) 地方税法第 383 条に基づく償却資産申告書（様式第 26 号控用）

令和 8 年 1 月 1 日現在の資産を 1 月 31 日までに申告をした上で「償却資産申告書」の控への写しを提出してください。

(10) 小松島市土木施設アドプト事業に係る申告書

「小松島市土木施設アドプト事業」に事業者単独として参加し、覚書に基づく適正な活動を行っている場合は、市様式により作成してください。活動実績の対象期間は、令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとします。

(11) 徳島県発行の申請書受付票

徳島県に共通審査書類を提出した際に受領した受付票の写しを提出してください。

※徳島県へ令和 8 年度追加分の共通審査書類を提出できているかを確認するための資料であるため、令和 7 年度に市内業者として登録があった業者については不要です。

◆その他の注意事項

- (1) 格付け点数の審査及び競争入札の業者選定等は、「建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱」、「小松島市建設工事請負業者選定要綱」、「建設工事等の格付けを定める場合の主観点数算定要領」等に基づき行います。
- (2) 小松島市建設工事請負業者選定要綱第 3 条第 3 項に基づき、直近の経営事項審査の工事種類別年間平均完成工事高のない者には、入札に参加する資格を与えないとともに格付けは行いません。
- (3) 申請書類提出以後に建設業許可を受けたもの及び経営事項審査を受審したものは反映しません。アドプト活動実績、特殊機械の所有状況についても、この度の提出書類で判断します。
- (4) ISO の取得については、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」で確認しますが、受審後、申請書等提出時までには新規取得している場合には、認定書の写しを提出することで反映することとします。
- (5) 防災協定の締結の有無については、市危機管理政策課に照会の上、申請書受付期間の末日（令和 8 年 2 月 28 日）時点で締結しているかで判断します。